

75歳以上の人へ（一定の障害を有する65歳以上）

平成20年4月から

後期高齢者医療制度が始まります。

後期高齢者医療制度が始まることにともない、新しい被保険者証が交付されます。なお、給付については老人保健制度と変わりませんが、新たに高額医療・高額介護合算制度が設けられます。また、各種の申請や届出の受付は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口で行います。

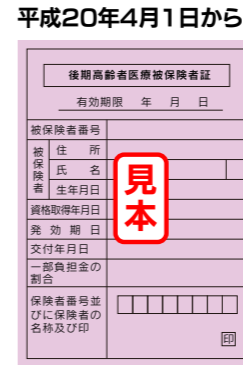
◎ 資格について

現在老人保健に加入している方は、国保又は被用者保険から脱退し、自動的に後期高齢者医療の被保険者となります。ただし、老人保健制度において障害認定を受けている方（65歳から74歳）は、平成20年3月31日付けで、左頁のお問合せ先窓口において障害認定の申請を取り下げるにより、後期高齢者医療制度に加入しないことができます。その際は、引き続き国保又は被用者保険に加入していただくこととなります。

◎ 被保険者証について

被保険者証は、平成20年3月中に一人に一枚交付します。平成20年3月31日までは「老人医療受給者証」とそれぞれの「健康保険被保険者証」の2枚を病

院で提示していただきますが、平成20年4月1日からは「後期高齢者医療被保険者証」の1枚の提示で診療等を受けられます。



変更



◎ 今年3月下旬に転入・転出等で異動予定の方へ

平成20年4月1日の制度施行に合わせ、被保険者証等を一括送付するため、行き違いにより前住所地の市町村から異動前の内容の被保険者証等が届く場合がありますが、使用できませんのでお手数ですが前住所地の市町村へご返却ください。その際、新しい住所地の市町村から新しい被保険者証等が届きます。同一市町村内の転居においても同様です。なお

被保険者証等が4月に届く場合もありますので、ご了承ください。

◎ 保険料徴収の凍結について

後期高齢者医療制度に切り替わる直前に、国保以外の健康保険で被扶養者になっていた方は、平成20年4月から9月までは徴収されず、10月から平成21年3月分までは9割減額された金額となり、徳島県の場合10月から翌年3月の半年間の総額で約2000円の保険料となります。具体的なお支払方法は、9月下旬頃お知らせする予定です。

◎ 病院などにかかるとき

病気で診療を受けるときは、医療費の1割（現役並み所得者は3割）を窓口で支払います。

◎ 限度額適用・標準負担額減額認定証または特定疾病療養受療証をお持ちの方へ

現在、老人保健でこれらの証をお持ちの方については、平成20年3月末までに後期高齢者医療広域連合から新たに交付いたします。現在お持ちの証は、3月末日で使用なくなります。

◎ お問い合わせ先

三好市保健医務課
（電話 72-7613）

保険料の算定方法（後期高齢者単身世帯の場合）

例① 基礎年金受給者 年金額 79万円

$$\text{所得割額 } 0 \text{ 円} + \text{被保険者均等割額 } 12,232 \text{ 円 (7割減額後)} = \text{12,200 円}$$

例② 厚生年金受給者 年金額 208万円

$$\text{所得割額 } 40,865 \text{ 円} + \text{被保険者均等割額 } 40,774 \text{ 円 (減額なし)} = \text{81,600 円}$$

三好市定住促進住宅用地分譲のお知らせ

三好市三野町において、下記の定住住宅用地を分譲していますので、購入予定および興味を持たれた方はお問い合わせください。



三好市花園ふるさと団地

所在地 三好市三野町太刀野山花園中

総区画数 7区画(内分譲残り3区画)

お問い合わせ先

三野総合支所市民課 ☎0883-77-4800

三好市役所まちづくり推進課 ☎0883-72-7607



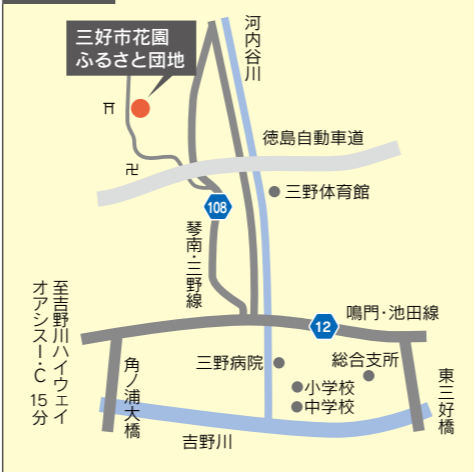
区画番号	1m ² 単価(円)
3	19,000
5	17,500
6	17,500



アクセス

- 三野病院まで約1.9km
- 芝生小学校、三野中学校まで2.3km
- 三野総合支所まで2.7km
- 吉野川ハイウェイオアシス・Cまで8.9km

周辺地図



市営住宅入居者募集

市営住宅の入居者を募集します。入居を希望される方は2月28日（木）までにお申込ください。

住宅名	所在地	戸数	入居区分	築年度
三野芝生東団地（北）	芝生	1	公営	S49
三野芝生東団地（南）	芝生	1	公営	S50
井川井内坊団地	井内西	2	公営	S48
池田中西A団地	中西シバツク	1	公営	S49
池田中西B団地	中西シバツク	1	公営	S48
池田中西C団地	中西シバツク	1	公営	S50
池田州津A団地	州津藤ノ井	1	公営	S53
山城西宇団地	西宇	1	公営	S52
山城下名団地2号棟	下名	3	公営	S57
山城河内団地	光兼	1	公営	H8.H9
山城伊予川団地	信正	1	公営	H8.H9
山城伊予川団地	信正	1	特定	H8.H9
山城永美団地	下川	1	特定	H5.H6
西祖谷一字第2団地	一字	1	公営	H8
西祖谷一字第2団地	一字	2	特定	H8
西祖谷第2西岡団地	西岡	1	公営	H4
西祖谷榎団地	榎	3	みなし	S53
西祖谷ふるさと団地	一字	15	貸付	H13
東祖谷和田第1団地	和田	1	公営	S53
東祖谷榎尾団地	榎尾	1	公営	S54

公営＝公営住宅
貸付＝貸付住宅
特定＝特定公共賃貸住宅
みなし＝みなし特定公共賃貸住宅

■ お申込みできる方

- ①現在、同居しているか、または同居しようとする親族がある方
- ②現に住宅に困っていることが明らかの方
- ③税金・水道・保育料等の公共料金を滞納していない方
- ④所得が所定の基準に該当する方

■ 公営住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額20万円以下であること。ただし次の場合は所得合計が月額26万8千円以下であれば入居可能です。

- ①高齢者世帯 入居申込者が60歳以上で同居しようとする親族全員が18歳未満又は60歳以上である場合。
- ②障害者世帯 入居者又は同居者が、障害者・戦傷病者・被爆者・引揚者等である場合。
- ③子育て世帯 同居者に小学校就学前の子供のいる世帯。

■ 特定公共賃貸住宅の所得基準（山城、井川、東祖谷のみ）

入居世帯の所得合計が月額20万円以上60万1千円以下であること。

※上記の所得基準に当てはまらない方でも、入居可能な場合がありますので、下記にお問い合わせください。

■ お申し込み・お問い合わせ先

池田地区	三好市役所建設課	（電話 72-7623）
三野地区	三野総合支所建設課	（電話 77-4804）
井川地区	井川総合支所建設課	（電話 78-5007）
山城地区	山城総合支所建設課	（電話 86-1149）
西祖谷地区	西祖谷総合支所建設課	（電話 87-2276）
東祖谷地区	東祖谷総合支所建設課	（電話 88-2896）